

近世のアンダルシーア都市セビーリャにおける黒人兄弟団

関 哲行

1. はじめに

16～17世紀のスペインは、ヨーロッパ、アメリカ、アフリカ、アジアに跨る広大なスペイン帝国を樹立した。1580年のフェリーペ2世(在位1556～98年)によるポルトガル併合は、スペイン帝国をいっそう肥大化させ、言語や宗教、エスニシティを異にする多様な地域から成る、巨大なモザイク国家が構築された。この巨大なモザイク国家の結節点となったのが、「スペインのパピロン」と呼ばれたアンダルシーア地方(スペイン南部)の中心都市セビーリャである。アメリカ貿易をほぼ独占した、近世スペイン有数の国王都市セビーリャには、帝国内外から多くのヒト、モノ、カネ、情報が流入したが、とりわけ注目すべきは、多数の黒人奴隷の存在であり、近世のセビーリャはスペイン最大の奴隷所有都市となった。1565年の人口調査によれば、セビーリャの都市人口約80000人に対し、奴隷人口は約6500人であった。黒人奴隷の主要供給源となったポルトガル併合後、奴隷人口はさらに増加し、16世紀後半～17世紀前半の都市人口に占める奴隷の比率は、8～10パーセントに達したと推定される¹。

16世紀前半までセビーリャの奴隷の約70パーセントは、ギニア、コンゴ、アンゴラ出身の黒人奴隷とロロやムラート(いずれも黒人奴隷とスペイン人の混血)から構成され、残り約30パーセントがムスリム(イスラム教徒)奴隷であった。しかしポルトガル併合後、黒人奴隷の比重はさらに高まり、16世紀末には黒人奴隷が奴隷全体の80～90パーセントを占めた。ポルトガル併合による黒人奴隷の大量供給、奴隷価格の低下が、黒人奴隷の広範な存在を説明する。奴隷価格を例にとれば、16世紀初頭と半ばの奴隷の平均価格は、それぞれ約10000と13000マラベディであった。これは当時の手工業者の年収にほぼ相当し、そのため貴族、官僚、軍人、聖職者、有力商人、自由業従事者のみならず、手工業者や小売り商人をはじめとする都市民衆の多くも、奴隷を所有することができた。近世の国王都市セビーリャにおいては多くの市民が奴隷を所有し、奴隷所有は日常的景観と化していたのである²。

16～17世紀前半のセビーリャでは奴隷の主たる労働形態は、都市型労働であった。貴族、官僚、聖職者、有力商人は下男、下女、乳母、従者などの家内労働に使役する一方、手工業者と小売り商人は生産、小売りに必要な補助労働力として利用した。奴隷の第三者へのレンタルも一般的であったし、所有者や都市当局の許可を得て、物乞いや売春を行う奴隷も見られた。これらの

¹ 拙稿「15世紀末～16世紀のスペインの都市社会と奴隷」(以下「スペインの都市社会と奴隷」と略記)『歴史学研究』664号、1994年、3頁：J.L.Córtés López, *La esclavitud negra en la España peninsular del siglo XVI*, Salamanca, 1989, pp.201-02.

² 拙稿「スペインの都市社会と奴隷」4-5, 8-9頁：J.L.Córtés López, *op.cit.*, p.136.

奴隷は収入の一部を自らのものとして蓄積することができ、それを蓄えて自由身分を買い取った³。

セビーリヤの黒人奴隷は、サン・ロケ教区、サン・イルデフォンソ教区、サン・ベルナルド教区、アレナール地区、トリアナ地区といった特定地区に集住した。これらはアウトローがたむろし、遊郭が建ち並ぶ都市周辺地区であり、悪臭の漂う貧民地区であった。一般に奴隷は、短い茶褐色の外衣とズボン、シャツを身につけ、アパルガータ(亜麻製の履き物)を履いていた。彼らは所有者の屋敷内の小屋や屋根裏部屋に居住し、庭先で野菜などを栽培した。女奴隷は所有者の側妾となり、庶子をもうける場合も少なくなかった。奴隷相互の結婚はほとんど認められず、異界(来世)との接合を表象する姓を持つ奴隷も一部にとどまった。奴隷は言語や宗教を異にする別種の共同体に、強制的に組み込まれた「名誉喪失者」にして「社会的死者」であり、そのため奴隷の大多数が姓をもたず、名だけの単名表記で記載された。解放後も奴隷の多くは、貧しい生活を強いられ、周縁民(解放奴隷)として差別の対象となった。正業に就けず、物乞いや慈善に頼る者、アウトローやアルコール中毒患者、売春婦が続出し、奴隷時代と同様に貧民地区に集住せざるをえなかった⁴。

奴隷や解放奴隷は言語、宗教、姓名、親族関係、地縁関係などを暴力的に奪われ、母社会から切り離された「強制移民」に他ならなかった。「アトム化された個」としてセビーリヤ社会への短期間での適応を強制された黒人奴隷と解放奴隷にとって、疑似親族集団としての兄弟団は、言語や宗教を異にする近世スペイン社会への社会的適応の上で不可欠の装置であった⁵。

2. 黒人兄弟団の歴史的前提

古代以来の奴隷現象は中世の地中海諸都市にも継受されたが、セビーリヤも例外ではなく、早くも14世紀末～15世紀初頭には、マグレブやポルトガル経由で黒人奴隷が流入し始めた。史料的に確認できるセビーリヤ最初の黒人兄弟団は、この時期のものである。14世紀末～15世紀初頭のセビーリヤはペスト、凶作、飢饉に加え、反ユダヤ暴動に直撃されて、深刻な社会経済危機に直面していた。そのためセビーリヤ市民の中には、労働生産性の低い病気や高齢の黒人奴隷を遺棄する者が続出した。遺棄された黒人奴隷は社会的適応能力を欠いたまま、貧窮して社会の底辺に滞留するかアウトロー化し、大きな社会問題となりつつあった。こうした中で、セビーリヤ大司教ゴンサロ・デ・メーナ(在位1394～1401年)が、王権の保護下に黒人奴隷の「霊的救済」に乗りだし、黒人奴隷と解放奴隷のための最初の兄弟団と施療院 hospital を市内に建設した⁶。

中世末期のセビーリヤでは黒人奴隷はまだ少なく、マジョリティー社会を脅かす存在とは認識されていなかった。しかも黒人奴隷はユダヤ人やムスリムと異なり、マジョリティー社会への同

³ 拙稿「スペインの都市社会と奴隷」9頁。

⁴ 拙稿「スペインの都市社会と奴隷」16-11頁：O・パターソン『世界の奴隷制の歴史』明石書店、2001年、100、114頁。

⁵ O・パターソン、前掲書、128-32頁。

⁶ I. Moreno, *La antigua hermandad de los negros de Sevilla*, Sevilla, 1997, pp.35-39.

化を妨げるアイデンティティー(宗教)を有しておらず、同化しやすいエスニシティとみなされた。知的にもモラルの面でも劣る、社会的弱者たる「野蛮人(黒人奴隷)」への家父長制的保護(兄弟団や施療院の建設、社会的規律化)が必要とされた所以である。マイノリティーとしての黒人奴隷の保護は、モザイク社会統合の表象であったばかりか、教会と王権の権威強化にも寄与した。権力はマイノリティーの保護と彼らへの慈善活動によって正当化され、多くの民衆に受容されたからである⁷。17世紀後半に書かれた『セビーリャ市年代記』によれば、「セビーリャではエンリケ3世(在位1390~1402年)の時代から、黒人たちはとても寛大に扱われ、休日に集まってダンスや祝祭を許された。そのため彼らは意欲をもって労働に取り組み、囚われの身によく耐えたのであった」⁸。こうした歴史的前提の上に、黒人奴隷が増加する16世紀後半のセビーリャで、複数の黒人兄弟団が創設されるのである。

兄弟団に結集した黒人奴隷と解放奴隷には、王権が一定の自治権を付与した。カトリック両王は1475年に黒人のファン・デ・バリャドリード、1504年に黒人のファン・デ・カスティージャを、下級国王役人のマヨラール *mayoral* とコンデ・ネグロ *conde negro* に任命した。マヨラールとコンデ・ネグロは、黒人相互の訴訟事件に関する裁判権、所有者と対立した場合の黒人保護権、ダンスや祝祭などの「余暇権」 東方の三博士の一人は黒人とされていることから、1月6日に実施された を有し、黒人兄弟団長アルカルデ *alcalde* の前身となった⁹。『セビーリャ市年代記』によれば、カトリック両王は王権への誠実な奉仕と優れた能力の故に、ファン・デ・バリャドリードをセビーリャ市とセビーリャ大司教管区全体の黒人と口口の裁判官に任命した。自由人(解放奴隷)と奴隷を問わず、「前掲の黒人と口口男女は、前掲黒人と口口に関する余(カトリック両王)の裁判官たるファン・デ・バリャドリードの下でのみ祝祭を行い、裁かれるし、また裁かれうる」¹⁰のである。

3. 黒人兄弟団の組織と会員資格

黒人奴隷が増加する16世紀後半に、セビーリャでは3つの黒人兄弟団が組織された。サン・ロケ教区、トリアナ地区、サン・イルデフォンソ教区に本部を置く「天使たちの聖母兄弟団 *Cofradía de Nuestra Señora de los Angeles*」「ロザリオの聖母兄弟団 *Cofradía de la Virgen de Rosario*」「奉献祭の聖母兄弟団 *Cofradía de la Virgen de Presentación*」がそれで、聖母マリアを介した黒人教化と黒人の兄弟愛的結合(相互扶助)を目的とした兄弟団である。セビーリャで最も多くの兄弟団が創設された16世紀後半が、対抗宗教改革の時代であることはいうまでもなく、

⁷ *Ibid.*, pp.40,44: 拙稿「中近世スペインの救貧」『中世環地中会圏都市の救貧』慶応大学出版会、2004年、120-21頁。

⁸ D.Ortiz de Zúñiga, *Anales eclesiásticos y seculares de la muy noble y muy leal ciudad de Sevilla*, t.3, Sevilla,1984,p.78.

⁹ I.Moreno, *op.cit.*, pp.44,53.

¹⁰ D.Ortiz de Zúñiga, *op.cit.*, t.3,p.78.

黒人兄弟団も民衆教化と社会的規律化の一環として認知されたのであった。これら3つの黒人兄弟団のうち16世紀半ばの兄弟団規約が伝来し、現在も存続しているのは「天使たちの聖母兄弟団」だけである。1554年ないし1558年とされる同兄弟団規約 ーただし現存するのは18世紀の写本のみで、オリジナルは伝来しない ーを素材に、近世セビーリャにおける黒人兄弟団の実態を探りたい¹¹。

(ア)兄弟団組織

「天使たちの聖母兄弟団」は年3回(3月、5月、9月の第一日曜日)総会を開催したが、最も重要なのは会員の選挙により、1年任期の役職者を選出した5月の総会であった。黒人が大多数を占めるエスニック兄弟団とはいえ、一般の黒人会員は、経済的負担が重く上に時間的余裕もなく、役職にほとんど関心を示さなかった。そのため富裕な黒人が、役職者に再任されるケースが頻発した。兄弟団役職者の中枢を構成したのは、1名の兄弟団長(アルカルデ)と1名の出納長(マヨールドーモ)であり、敬虔で高潔な黒人会員の中から選出されたアルカルデは、下級裁判権を行使して、会員間の係争事件の解決にあたった。マヨールドーモは兄弟団財産の管理・運営に従事した主要役職者で、欠損が生じた場合には弁済義務が発生したことから、多くは比較的経済力があり、社会的上昇を求める自由身分の黒人 ー解放奴隷を含む ーの中から選出された。その他の役職者や専従者としては、アルカルデとマヨールドーモを補佐した長老(1名)、施療院内にある礼拝堂管理人(1名)、総会で会計報告を行った会計係(4名)、聖職者(1名)、書記(1名)などがいた。このうち礼拝堂で宗教儀礼を司った聖職者と、議事録や会計簿の作成・管理にあたった書記は、識字能力のあるスペイン人に留保されており、純粋に黒人だけの兄弟団ではなかった。スペイン人聖職者と書記の存在は、教会による兄弟団統制の一環とみてよい。トリエント公会議後、カトリック教会は民衆教化の手段として兄弟団を保護する一方、査察官を派遣し、兄弟団の規約や財政状況のみならず、教会内でのダンスや飲食など不適切な宗教行為を取り締まったのである¹²。

(イ) 会員資格

17世紀前半まで「天使たちの聖母兄弟団」の会員資格を有したのは、聖職者と書記を除けば基本的に黒人であった。入会金や年会費を支払うことのできる黒人であれば、自由人(解放奴隷)でも奴隷でも加入を認められたが、奴隷の場合には奴隷所有者の承認が必要とされた。小売り商人や手工業者など奴隷所有者の多くは、奴隷の兄弟団加入が怠惰や命令違反の温床になることを恐れ、奴隷の兄弟団への加入を嫌った。しかし一部の貴族や聖職者は寛容であり、教化を目的に黒人奴隷の兄弟団参加を積極的に奨励した¹³。

史料の欠損のため16～17世紀の会員数は不明だが、黒人兄弟団が衰微し、スペイン人の参加

¹¹ I. Moreno *op. cit.*, pp.52,68,73-74,76 ; J.Sánchez Herrero CXIX reglas de hermandades y cofradías andaluzas, Huelva,2002,p.114.兄弟団はしばしば名称変更をしたが、「天使たちの聖母兄弟団」も本来の名称は、「東方の三博士の聖母兄弟団 Cofradía de Nuestra Señora de los Reyes」であった。

¹² I. Moreno *op. cit.*, pp.62-65,125-27; I.Arias de Saavedra Alías etc, La represión de la religiosidad popular, Granada,2002,pp.19,30-41.

¹³ I. Moreno *op. cit.*, p.61.

が認知された 18 世紀においてさえ、会員総数は 195 名(黒人 132 名、スペイン人 63 名)に達した。黒人会員 132 名のうち奴隷の比率は 35 パーセントにすぎなかったが、黒人兄弟団の最盛期ともいべき 16～17 世紀前半にあつては、奴隷の比率と黒人会員数共に、より大きなものであつたらう。とはいえ 1565 年当時、セビーリャの奴隷数は 6500 人に上っており、これを母数とした時、兄弟団に参加することのできた黒人は、やはり少数であつたといわざるをえない¹⁴。

「天使たちの聖母兄弟団」には黒人男性のみならず、女性も加入できたが、女性は総会への参加権がなく、復活祭の聖体行列への参加を制限され、また役職に就けず、二次的会員に過ぎなかった。女性が「公的世界」から排除され「私的世界」に封印されたのは、近世スペイン社会の一般的現象であり、それはマイノリティーである黒人兄弟団も同様であつた。その一方で、女性会員間の係争事件の解決や女性会員からの会費徴収は、有力女性会員に委ねられたのであり、兄弟団の中に「女の世界」が存在したことも否めない。会員の男女比率については、18 世紀からの推定によらざるをえないが、18 世紀の会員総数 195 名のうち、男性が 116 名、女性が 79 名であつた¹⁵。

黒人兄弟団の会員となるには、入会金と年会費の支払いが必要であつた。入会金は蝋燭 1 本と 2～3 レアル、年会費は 1.5 レアルと定められていた。入会金は敬虔な優良会員(2 レアル)と一般会員(3 レアル)で若干の格差が設けられていたが、入会金と年会費は低額であり、入会を阻害する主要因とはならなかつた。16 世紀半ばの手工業者の平均年収は約 300 レアルと推定されており、黒人解放奴隷や奴隷が年間数レアルを蓄えるのは難しくはなかつたであろう。入会金と年会費を支払い、総会の承認を得て、入会希望者は正規の会員として認知された¹⁶。

会員は前述した年 3 回の総会に参加する義務があり、病気など正当な理由なく欠席した場合は、1 レアルの罰金を科せられた。その一方で会員は病気や貧窮時の相互扶助義務を負い、結婚や葬儀といったライフサイクルの節目にも深く関与した。会員や直系親族が病気になった場合、2 名の会員が当該会員の家を訪ね、看病しなければならなかつた。病気の会員や貧窮した会員は兄弟団の運営する施療院に収容され、何らかの慈善活動が行われたはずである。施療院は会員への慈善活動を第一義的目的として設立されたからである。会員や直系親族が死去した場合には、全会員が葬儀と追悼ミサへの参列義務を負い、死去した会員の妻ないし息子が会員資格を継承した。正当な理由なく、兄弟団の主要目的である葬儀への参列義務を怠った会員は、1 レアルの罰金を科せられた。黒人兄弟団は死者(祖先)の執り成しによる生者(現会員)への神の恩寵を期待しており、正当な理由のない葬儀への欠席を重大な違反行為とみした。近世スペインの他の兄弟団と同様、黒人兄弟団も生者と死者の共同体(埋葬兄弟団)であり、世代や性別を超えた社会的結合に他ならなかつた。

そればかりではない。会員は泥酔、洗神、窃盗行為を禁止され、二度警告されても是正できな

¹⁴ *Ibid.*, pp.143-44.

¹⁵ *Ibid.*, pp.65,132,143.

¹⁶ *Ibid.*, p.63: 拙稿「セビーリャの都市社会と奴隷」8 頁。

い会員は、兄弟団から除名された。対抗宗教改革時代を特徴づける黒人教化と黒人の社会的規律化の一端を、ここにみてとることができる¹⁷。

4. 黒人兄弟団の財政基盤と慈善活動

黒人奴隷が急増する 16 世紀後半～17 世紀前半、黒人は「野蛮な周縁民」、教化の曖昧な「汚点をもつエスニシティ」とされ、黒人や黒人兄弟団への差別は拡大した。ペストや飢饉の蔓延、無敵艦隊の敗北、オランダ独立戦争に伴う重税を背景に、スペイン人民衆の黒人への差別意識はいっそう強化された。1604 年の復活祭に聖体行列の順路を巡り、セビーリャの貴族兄弟団と黒人兄弟団が衝突した際、セビーリャ民衆が貴族兄弟団を支持したことは、これを示すものである。こうした差別にもかかわらず「天使たちの聖母兄弟団」は、弱体な財源を基盤に宗教活動と慈善活動を展開した¹⁸。

(ア) 財政基盤

17 世紀の「天使たちの聖母兄弟団」は入会金、年会費、罰金収入の他に、セビーリャ市内に幾つかの家屋と土地を所有し、そこから家賃や地代収入を得ていた。復活祭などの主要祭日が近づくと、会員の家屋、店舗、居酒屋に募金箱が置かれ、役職者が街頭で募金活動をした。闘牛やダンスも募金活動の手段として利用された。

主要な支出項目となったのは、葬儀と祝祭、とりわけ復活祭の聖体行列であった。聖体行列時の蠟燭代、聖体を担ぐ少年やトランペット奏者、歌手への支払い、教区司祭への支払い、祭服の賃料などであり、1641 年度会計を例にとれば、収入 1359 レアルに対し支出は 2215 レアルであった。約 800 レアルの欠損は、出納長(マヨールドーモ)が負担した。この他に礼拝堂に安置されている聖母像や十字架の購入・維持費、施療院での慈善活動費用なども嵩み、財政状況は慢性的な欠損状態にあったとみてよい。それゆえ自由身分の黒人会員は 1653 年、自らの身体を売却し、無原罪のマリアのための祝祭費用を捻出したのである。自らの意思による身体売却は、聖母信仰が黒人の間に定着した証でもある¹⁹。

(イ) 慈善活動

「天使たちの聖母兄弟団」は囲壁外のサン・ロケ教区に、礼拝堂と施療院を維持した。礼拝堂は兄弟団本部でもあり、そこに兄弟団規約、会員名簿、会計簿、会議用のテーブルとベンチが置かれた。総会はこの場で開催され、死去した会員は礼拝堂の付属墓地に埋葬された。17 世紀の黒人兄弟団では聖母マリアと聖ベニート崇敬が盛んで、礼拝堂には聖母像と並んで聖ベニート像が安置された。聖ベニートはシチリアの黒人奴隷の息子で、17 世紀半ばに列福されたフランチェスコ会士である。シチリアがスペイン領であり、聖ベニートがローペ・デ・ベガの戯曲『黒い聖

¹⁷ I. Moreno, *op. cit.*, pp.63-67.

¹⁸ *Ibid.*, pp.88-89.

¹⁹ *Ibid.*, pp.109-115,125,128-31.

人口サンブコ』に取り上げられたことから、セビーリャの黒人の間に聖ベニート崇敬が浸透した。

病気の黒人とスペイン人を同じ施療院に収容できなかったため、黒人専用の施療院が不可欠であった。「天使たちの聖母兄弟団」は乏しい財源の中から施療院を維持し、病気の会員への医療サービスを提供したが、十分な医療サービスが行われたとは思われない。16～17世紀のスペインでは、施療院の統廃合(総合施療院建設)による慈善活動の合理化が進行していたが、黒人の施療院はその対象外であった。黒人兄弟団の脆弱な財政基盤をもってしては、医者を雇用することは困難であり、黒人への差別も根強く、医療サービスは著しく制限されたに違いない。会員以外の外部の貧民への慈善活動は停止されざるをえず、会員のための限定された慈善活動を行う兄弟団であったろう²⁰。

5. 結び

神への祈り(祝祭や埋葬)と相互扶助を中心とした、マイノリティーの社会的結合たる黒人兄弟団は、スペインの「衰退」が顕在化し、ポルトガルが分離・独立する17世紀半ば以降、重大な危機に直面する。黒人奴隷の最大の供給源(リスボン)が失われ、奴隷価格が高騰したのみならず、多くの黒人が社会的上昇を求めてアメリカ植民地に流出したのである。セビーリャの黒人人口が大幅に減少し、黒人奴隷が貴族、官僚など一部の特権的支配層のステータス・シンボルと化する中で、17世紀後半～18世紀、「ロザリオの聖母兄弟団」と「奉献祭の聖母兄弟団」が解散に追い込まれる。残された唯一の黒人兄弟団「天使たちの聖母兄弟団」も、黒人会員の減少から、スペイン人会員の加入を認可せざるをえず、エスニック兄弟団としての伝統を喪失した。加入したスペイン人の多くは、セビーリャの貧民層であったが、一部に高位聖職者や貴族を包含し、18世紀には同兄弟団のスペイン人会員は会員総数の約30パーセントに達した²¹。

16～17世紀のアメリカ植民地には、アンダルシア地方やエストレマドゥーラ地方(スペイン西部)の多くのスペイン人が、社会経済的上昇を求めて入植・定住した。アンダルシア地方やエストレマドゥーラ地方のスペイン人の定住は、両地方の民衆信仰や兄弟団などの社会的結合がアメリカ植民地に移植されることを意味した。エストレマドゥーラ地方に起源をもつグアダルーペのマリア信仰が、メキシコに「移された」ことは、これを端的に示すものである。その一方、16～17世紀のアメリカ植民地では、スペイン人の持ち込んだ天然痘などが一因となって、インディオ人口が激減し、その代替労働力として黒人奴隷が輸入された。こうしたインディオと黒人奴隷の教化手段として活用されたのが、中世末期以来の伝統をもつセビーリャの黒人兄弟団であった。16世紀にペルーのリマで組織された最初の黒人兄弟団が、セビーリャのそれと同名であったことは象徴的である。セビーリャの黒人兄弟団は17世紀後半～18世紀に重大な危機に直面するが、それはアメリカ植民地に継受され、アメリカ植民地のインディオや黒人の教化に重要な

²⁰ *Ibid.*, pp.47,72-73,120,124: 拙稿「中近世スペインの救貧」118頁。

²¹ I. Moreno, *op.cit.*, pp.75-76,133,144-46.

役割を担ったのである²²。

主要参考文献

1. 関 哲行「15世紀末～16世紀のスペインの都市社会と奴隷」『歴史学研究』664号、1994年。
2. 関 哲行「中近世スペインの救貧」『中世環地中海圏都市の救貧』慶応大学出版会、2004年。
3. 関 哲行、立石博高編訳『大航海の時代』同文館、1998年。
4. O・パターンソン『世界の奴隷制の歴史』明石書店、2001年。
5. I.Moreno, La antigua hermandad de los negros de Sevilla, Sevilla,1997.
6. J.L.Córtés López, La esclavitud negra en la España peninsular del siglo XVI, Salamanca,1989.
7. D.Ortiz de Zúñiga, Anales eclesiásticos y seculares de la muy noble y muy leal ciudad de Sevilla, Sevilla,1984.
8. J.Sánchez Herrero, CXIX reglas de hermandades y cofradías andaluzas,Huelva,2002.
9. I.Arias de Saavedra Alias etc, La represión de la religiosidad popular, Granada,2002.

²² Ibid.,p.50 : 関 哲行、立石博高編訳『大航海の時代』同文館、1998年、17 - 23、29 - 39頁。